

課 個 4 - 94
課 法 5 - 65
令和5年10月31日



日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁課税部
個人課税課長 児島 範昭
法人課税課長 江崎 純子

消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の
適用に関するお知らせについて（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度の導入を契機として、新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか、②インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている場合、「2割特例」の適用に当たっては、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出していただく必要があります。

税理士の皆様方におかれましては、顧問先事業者等の「2割特例」の適用関係について令和5年9月11日付「適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する周知等について（協力依頼）」により、ご確認をお願いしたところですが、今般、別添の「消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の適用に関するお知らせ」を作成しましたので、情報共有させていただくとともに、「2割特例」の適用に当たり、税務署等から税理士の皆様にお問い合わせがあった場合は、ご協力いただきますようお願いいたします。

連絡先：国税庁課税部
電 話：03-3581-4161
担 当：個人課税課 井手・佐ノ木（内線 3416）
法人課税課 小山・幸（内線 3710）